

令和7年2月26日

第2回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第2回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用  
集積等促進計画の決定について

議案第5号 加須市農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年2月26日				招集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時22分			
会長	小川達男				職務代理	松本昇			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	高橋	雅一	○		9	小山	治延	○	
2	久保	文夫	○		10	須藤	秀夫	○	
3	瀬下	京子	○		11	関	弘明	○	
4	山岸	和男	○		12	松本	昇	○	
5	嶋村	浄	○		13	中島	利雄	○	
6	金子	勇一	○		14	小川	達男	○	
7	小川	達夫	○		15	小坂	実	○	
8	松本	榮次郎	○						
加須市農業委員会事務局					加須市経済部農業振興課				
局長 野崎修司					課長 野中裕				
次長 前島勝己					主幹 関田毅				
主幹 渡辺昌也					主任 足立直弥				
主任 福地英昌					加須市騎西総合支所農政建設課				
主任 加藤正則					主事 関根祐葵				
					加須市北川辺総合支所農政建設課				
					主査 橋本和彦				
					加須市大利根総合支所農政建設課				
					主任 岡田剛行				

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりますので、これより令和7年第2回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をいただきます。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、深く感謝申し上げます。

3月17日までは所得税の確定申告が始まってやっていますけれども、私も田んぼをやっています、申告も の に入っています、申告は一応は済みました。米自体は収量も低くて、品質も悪いですけれども、単価がいいという関係で去年よりはずっと多くなりました。

農業機械の償却費がぐっと減ってきました、機械が古くなっていく関係で、前は、 はあったんですけれども、今は ぐらいしかなくて、 になっている状況です。

それでは、これより令和7年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

今月は寒波が2回この日本列島を襲いまして、私も久しぶりに梨畑の中で寒いなというふうに感じた次第でございます。

そういう中で、今日は春一番ではないんですけれども、4月上旬の陽気が一気に訪れてお

ります。そういう中で、大雪の場所には雪崩注意報、関東及び当地域には、私の感じ、記憶でいきますと、11月から乾燥状態が続いているかなというふうに感じております。

そういう中で、いかにこの地域で、雪ではなく雨が欲しいかというふうな、つくづく私をはじめ、皆様方の絶大なる心情ではないかというふうに考えております。

私の経験上、こういう状態が続きますと、一雨降りますと全ての動植物が一斉に活動し始めます。そういう点を、皆様方も農業経営の中で注意深く観察してもらえればというふうに考えております。

また、先日には、協議会の研修会に大勢の方がご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日も皆様方のご協力の下、この総会が進行できればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではありますが、私の挨拶に代えさせていただきます。

以上です。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますが、委員総数15名のうち、全委員さんからご出席をいただいておりますので、報告を申し上げます。



○局長（野崎修司君） それでは、審議に入ります前に、本日、皆様にお配りしております資料に訂正がございますので、事務局より訂正についてご説明させていただきます。

○次長（前島勝己君） 本日、訂正が2件あります。

まず、議案資料5ページをご覧になっていただきたいと思ひます。

5ページの13番、元和原道地区でございます。こちらの土地の所在については、一番下の、こちらが削除になります。これは中間管理事業の解約が間に合わなかったということで、先日代理人から申入れがありました。

これに伴い、一番下の合計の面積が1万793平方メートルとなります。図面等もこの地

番は無視してご審議いただければと思います。

それから、もう一点、議案書8ページをご覧ください。5番の田ヶ谷地区の案件になります。こちらの右から2つ目の欄、転用の目的に「車両置場兼車両解体作業場」とありますが、こちらの「兼車両解体作業場」を削除していただきまして、「車両置場」のみに訂正をお願いします。こちらでも代理人から申入れがありました

訂正については以上です。よろしくお願いいたします。

○局長（野崎修司君） では、先ほどの訂正事項を通してお直しをお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◆ —————

#### ◎総会議事録署名委員の氏名

○会長（小川達男君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

5番 嶋 村 浄 委員及び

6番 金 子 勇 一 委員

の両委員を指名いたします。

————— ◆ —————

#### ◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページ、10番、田ヶ谷地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。

————— ◆ —————

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営農地の規模拡大を図るため、譲渡人は高齢のため耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人は過去に不許可相当になっている法人ですが、現在の所有農地を確認したところ、耕うんされ耕作を行っている状況を確認しております。

また、農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月22日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、きれいに管理されておりました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地の回りは既に太陽光発電が設置されており、この農地を管理するのは難しくなり、今回農地として売買の話になり、今回の申請になりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

（「議長、すみません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） どうぞ。

○次長（前島勝己君） 事務局から補足説明をさせていただきます。

については、これまでに数回、不許可になっている法人でございます。今回に関しては、申請書が提出された時点で事務局のほうで経営農地を耕作するよう指導を行ってまいりました。

まず、農地の耕作要件については、申請があった時点では3か所耕作地がございまして、市内に、自分の土地が1か所、借りている土地が2か所ございました。これをしっかり耕作

するよう指導をしたところ、2か所については利用権が設定されておりましたので、それを解約しました。残りの1か所については、耕作を行っている状況でございます。

それと、これまでもお話ししていました農地所有適格法人の要件については、市内だとあまり耕作している状況が少ないですが、で米作り、の事業所の隣で作りを行っておりますので、農業収入があり、収入の半分を超えている状況でございます。結果、農地所有適格法人であるということが認められます。これまでの経緯では、農地の利用権設定をしても、耕作しないような状況が見受けられましたが、現段階では、農地を取得できる要件が整っております。その辺を踏まえまして、ご審議をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

この法人はに法人の本拠地がありまして、面積が自作地が2アール、借受地が37アール、従業員が9人と多いんですけども、この面積というのは加須市内だけの土地の面積なのか、それともその法人の持っている、全部の経営している面積なのかどうか、参考に聞きたいと思って質問しました。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局でございます。

そちらに記載されている面積につきましては、加須市内で所有する農地の面積です。

○次長（前島勝己君） すみません、説明します。

このには、自作地があります。また、借受地に関しては、で米作りを行っている土地があり、これが大部分になるかと思いますが、そのほかに法人の事務所のあるで作りを行っていて、これらもスーパー等に出荷していることで、書類で確認をしております。

○会長（小川達男君） ほかに質問ありますか。

○12番（松本 昇君） ということは、全体の経営面積が39アールということですが、39アールというのは法人ではあまり面積が少なく、収入も低いのかなと思うのですが。

○次長（前島勝己君） 大小は関係なく、収入に関しては、農業収入が会社の収入の半分を超えているということが必要となります。また、農業収入を年々増加するという計画書が提出されております。ただ、現在まであまり農業をやられていないというのが、少し疑問に思う

ところです。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

必要な農機具関係なんですけれども、 から まで普通運転してくるというのはないと思うんですけれども、加須市内に農機具置場を設置しているのか、あるいはトラック等を持っていて、トラックに乗せて農機具を運搬してくるのか、その辺を確認したいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

あくまでも法人の機械とか、農機具の機械としての置場を市内には構えていませんので、もし作業するときは、 等の事務所のところから農機具等積んできて、作業をしているという状況です。

○11番（関 弘明君） そうしますと、トラック等が持っていますよという申請がされているということよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 申請の中に所有するトラックだったりとか、トラクターだったり、いろいろなマルチャーとか、農機具はございまして、記載されております。

○次長（前島勝己君） これまでも、市内で耕作をなかなか、やってこなかったわけですが、草刈りや耕耘については、実施した経緯があります。また、市内の農地については、現在1筆ですが、マルチを敷いて耕作を行っております。加須市内の事務所には農機具はなく、市外から持って来ているものと思われま。

○11番（関 弘明君） 農機具の関係、分かりました。

それと、適格法人の要件として、法人の役員の過半数が農業に従事していませんよという要件があると思うんですけれども、その辺もしっかりとクリアされていますでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね、そちらのほうも申請の中で、従事する日数150日以上で記載されてありますので、その辺の従事日数等はクリアされております。

○次長（前島勝己君） これまでに説明した以外に、 に農場を持っています。150日以上に従事については、農業に従事した詳細な資料を提出していただき確認しております。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の水深地区の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

3条の2番と3番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

両案件は、譲受人が賃借権(5年)により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、3条2番は高齢により耕作できないため、3条3番は遠方に住んでいるため耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並び補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

2月22日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、きれいに管理されておりました。譲受人の さんにお聞きしたところ、去年に土地の申請を出し、 で 、夫婦で農業を始めた方です。今はイチゴを栽培しています。これから農業に力をつけたいと思い、今回の申請に至ったとのこと。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

初めに、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番及び5番の三俣地区の案件についても関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

3条の4番と5番は譲受人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。位置図3ページをご覧ください。

両案件は、譲受人が使用貸借権(7年)より土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は耕作放棄地を農地として耕作するため、譲渡人は耕作を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

2月15日土曜日に、田村推進委員さんと現地を確認後、  
さん宅を訪問いたしました。

まず、  
さんと  
さん、譲渡人ですけれども、苗字は同じですけれども、まるつきり縁戚関係もなく他人でございました。

まず、譲受人の  
さんは、  
さんの親時代から当圃場を耕作しておりまして、  
相対で契約をしていたそうです。今回、契約が更新に当たりまして、中間管理ないしは農業委員会を通してのどちらか選択することになりまして、農業委員会の承認を得て更新するという結論に達しました。

さんは既にもう 〇〇〇〇 に住んでいまして、当地区にはおりません。 〇〇〇〇 さんもの近くの農家でございまして、とても耕作する至近の土地にはありませんので、さんに引き続き耕作をお願いしたという次第でございます。

農地法の関係から問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、4番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が難しいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

2月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人、〇〇〇〇さんの妻であります 〇〇〇〇さんに現地対応をしていただきました。譲渡

人の　　さんは、実家の　　さんから相続で農地を引き継ぎました。現在、  
　　さんは　　に住んでおり、農地の維持管理ができないため、隣の譲受人、　　さ  
んに大部分の耕作をお願いしていましたが、将来のことを考えて、相続した農地を売却した  
いとのことです。

譲受人の　　さんは、案件の土地を購入後は整備して管理しやすい水田にし、耕作を  
していきたいとのことでした。

現地はきれいに整地し、準備が進められておりました。耕作放棄地になるのを未然に防ぎ、  
農地を有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満  
たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

6番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問  
題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

2月17日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

譲渡人の さんは、高齢により土地の維持管理がなかなかできないということから、農地を売却したいとのことです。譲受人の さんは規模拡大を図っているところから、農地を購入するとのことでした。

現地はきれいに耕うんされておりました。農地の有効利用につながり問題はないと思います。

このようなことから、本件申請は現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は相続により土地を取得したが、今後において農業に従事する予定がないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

案件の8番の志多見地区について報告いたします。

まず、2月20日午後1時半より、譲受人の さん、それから代理人の さん、司法書士でございます。それから地元担当の推進委員の夢川さん、私と4人で さんから説明を受けました。

その前に、前日、譲渡人の さんから連絡がありまして、当日参加できないのでよろしくお願ひしますという連絡があり、現地でも さんから説明を受けました。

まず初めに、譲受人の さんは、 から のほうに し、その後今から7年前に志多見地区に住所を移し、5年前に現地の、私、地元なんですけれども、に作業場と農機具を準備し、現在農地を拡張しているということで準備をしていたところでございます。

また、譲渡人の さんは、もともと に住んでいたんですけれども、旦那の都合で のほうに住所を移し、旦那が3年前に亡くなり、たまたまこの田んぼについては、中間管理に農地を預けていたということで、できればもう手放したいというふうに思っていた。ぜひお願ひしますということで、要は農業委員会からも、事務局からも話があったんですけれども、一応 さんも拡張している中でちょうどぜひほしいということで、島野さんから話がありました。

内容的には、もう現地を確認して位置図のように場所的にはいいところで、 さんのうちからちょうど800メートルぐらいの位置なんですけれども、一応場所がいいよということで さんのほうに依頼し、現在は進めているということでございます。

現地を確認し、この場所はきれいに耕うんされていたということで、特に農地法に問題ないというふうに判断いたしました。委員の皆さんに審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 7 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は効率的に経営規模の拡大を図るため、譲渡人は居住地から離れていて、耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

2月17日月曜日に、推進委員の清水さんと本申請の代理人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

現地の状況ですけれども、若干草は生えておりますが、耕うんすれば農地として野菜等を作付できるような状況でありますので、現地は特に問題ないと思いました。

譲渡人は、 に住んでおまして、なかなか管理もできない状況のため、申請地のごく近くに住んでおります譲受人の さんに贈与することになったとのことでした。

今後のこの農地の適切な管理等を考えたときに、今回の農地法第3条の申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 9 ページ、10 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでも耕作しており、今後においても耕作していくため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、14番の小川でございますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、2月21日に推進委員の石川さんと2人で現地調査を行いました。推進委員の石川さんがこの近くで耕作しているということで、2人で現地調査を行いました。

現地は、20年前に種足地区野通川土地改良区として、全面積240町歩の水田を土地改良したんですけれども、その中に入っております、面積的には小さいほうの水田であります。現地の水田を確認したんですけれども、稲作が作付した後がありまして、全てきれいに自作のために耕うんされております。

あと、もう一点なんですけれども、譲受人が 地区なんですけれども、現実的にはこの境界線が 地区の境なんです。申請地の申のところには太い線があるでしょう。それをずっと行って、 曲がって、この辺が 地区の飛び地になっているんです。それでこの申請地の請の字の辺りは、ほとんど さんが耕作されております。そういう点であります。

あともう一点は、当日の夕方、私が さんの代理人であります さんに電話いたしまして、聞き取りを行いました。その内容としまして、この土地は土地改良後、 さんが耕作されているということで、また、先ほど事務局から説明がありましたように、 さんが高齢になって今回の申請になったということ。

そしてもう一点は、 さんのことは、去年11月の総会で案件に出た方で、市内及び市外で大変大きく農業経営を行っている方だそうです。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

今回の申請について、結構大規模農家さんのような感じが受けますので、許可については全然問題ないんですけども、 の農業委員会でないと今回の譲受人の経営状況とか、農機具の状況とか、そういったものは分からないと思うんですけども、本件については大規模農家さんということで問題ないと思うんですが、譲受人が市外の場合、市外の農業委員会とのやり取りで経営状況とか、そういうものが確認をされているのか、それとも3条の申請の様式に書かれている数字をそのまま入力しているのか、その辺について確認したいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

ということで、譲受人の方が の農業委員会とかに経営状況を確認することはございます。

また、この方以外にも、先ほど3条の1番であったような 、こういう願い出て、実際 でやっているのか、本当に以前不許可になったということもありましたので、そういうときには の農業委員会に経営状況を確認したりというふうな例がございまして、はい。

○次長（前島勝己君） 基本的には、照会をかけます。 の人でも で耕作をしていると加須市の農地台帳にその面積が反映されていますので、そういうものを確認したり、あるいは書類にも書かれておりますので、農地台帳と突合し載せたりします。基本的には他市町村の状況については、書面で確認することになっていますので、その手続を行っております。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 1 ページから 1 3 ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大のため、譲渡人は農業経営の縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（山岸和男君） 4 番、山岸です。

この案件につきまして、2 月 1 8 日に新井推進委員、荻原推進委員と 3 人で現地確認と、譲受人の さん宅で聞き取りいたしました。後日、電話にて代理人の さん、行政書士の方なのですが、電話で聞き取りをいたしました。

申請地は、適切に管理されておりました。譲渡人の さんは、農地を処分したいと考え、申請地の周辺を さんが耕作していることから相談したところ、事務局も贈与と言ったんですが、聞き取りをしている段階で売買でということをお勧めしたんですけれども、これは確認をお願いします。売買にて話がまとまり、今回の申請となりました。取得後は、中間管理を通して さん耕作するというので、許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

申請上は贈与でありますので、改めて代理人のほうに確認いたします。

○4 番（山岸和男君） 依頼人、 さんと さんにも、これ書いたものは贈与ですねと言ったんですが、いや、売買なんですと言われたので、その旨事務局に電話で話したと思うんですけれども、2 人とも売買ということになっておりますので、確認をお願いしたいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 確認いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

○次長（前島勝己君） 代理人に確認させていただいて、その後、採決をしていただくという

形をお願いできればと思いますので、飛ばして次の案件を進めさせていただければと思います。

○会長（小川達男君） それでは、今の案件につきましては暫時保留として、次に進めていきたいと思います。

13番の元和原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ、15ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業規模の拡大を図るため、譲渡人は高齢により耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

2月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で、譲受人の土地家屋調査士の さんに立ち会ってもらって、いろいろお話を伺つてまいりました。ネギと稲作をするとのことでした。現地はきれいに管理されておりました。

その結果、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の元和原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

それでは、12番の保留の案件につきまして、保留を解いて説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ただいま代理人のほうに確認しましたら、記載間違いで、申請は贈与となっているんですが、正しくは売買ということで確認できましたので、よろしくお願

いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1 2 番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、1 4 番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○会長（小川達男君） ご説明いたします。

位置図 1 6 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅から近く、農業を新規で行いたいため、譲渡人は高齢及び女性 1 人のために耕作できないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（金子勇一君） 6 番、金子です。

2 月 2 1 日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、収穫後の農地で、耕うん前の状況でした。 さんによりますと、この農地の譲渡人は隣家で今まで耕作を依頼しておりましたけれども、遠方に転居したため管理しにくいことから、将来のことを考えて譲渡したいとの申出があり、話し合う中で合意が得られたので、今回の申請となりましたとのことでした。また、これからここで野菜作りに挑戦したいという希望を持っておりました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われれますので、許可相当と判断したところであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ、家屋の配置4-1をご覧ください。

本案件は、4条1番が宅地の一部が農地であることが判明したため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、最近になり、家屋の一部が隣接した農地にはみ出し、農地法の違反状態になっていることが判明したものであり、始末書が添付され、今後においても使用していくことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月22日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。代理人の さんにお聞きしたところ、この申請地は農業用の作業所と休憩所で、その一部が農地にはみ出して

いたことが判明し、農地法違反が分かり、今回改めて農地法第4条の申請に至ったとのこ

とです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び配置図4-2をご覧ください。

本案件は、農家住宅の敷地拡張とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、現在の敷地について調査したところ、以前より使用している農家住宅の一部と納屋部分が農地法の許可を受けていないことが判明したため、適法にすべく申請するもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

2月15日に、荒井推進委員さんと現地確認と申請者の さんの息子さんのさんに話を聞きました。

申請地は、経営農家で測量されておりました。家の建て替えに伴い調べたら、畑だったことが分かり、今回の申請になったそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

2番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） ここで審議の途中でございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。

なお、再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時 0分

再開 午後 3時10分



#### ◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、前に引き続きまして再開いたします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。



#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅（1棟12戸）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

2月17日、推進委員の梅田さんと野本さん、代理人で設計事務所のさんと不動産会社のさんの5人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、県道線の南側で、に近く、県道の北側にはのがあります。ここは地域の既存集落と新興住宅が混在する中に、地目、畑の平米で足元に雑草が繁茂している現況です。

この地域の農地は遊休農地がほとんどで、譲受人と譲渡人は不動産会社を通じて売買することになったものです。当日、譲渡人のさんが都合で来られなかったため、電話でお聞きしたところ、令和5年まで農地の営農集落に小麦の作付を依頼していましたが、これから先は管理し切れないので手放すとのことでした。

また、さんも来られなかったため、翌日訪問しお聞きしたところ、この申請地は県道の入り口に当たるため、不動産会社の依頼に基づき手放すとのことでした。

このことにより、周囲の住宅や農地には影響はないものと思われます。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

本件の許可についても特に異議はないというふうに考えておりますけれども、確認と申しますか、事務局のほうに確認なんですが、必要書類は整えられているという中で、先日の研修会で残高証明とか、融資証明をつけるというのは、資料にあったんですけれども、本件についても多分ついているんだと思うんですけれども、ちょっと念のため確認させてください。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

こちらの必要添付書類の一部になりますので、毎回必ず残高証明及び融資証明をつけてい

ただいております、今回、こちらの申請に関しましては、融資証明がついていることを確認しております。

(「通帳」と言う人あり)

○事務局(渡辺昌也君) 通帳のコピーも確認しております。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

法定の添付書類ということで、恐らくついていないとまずいんだと思うんですけども、今いろいろな詐欺とかあって、私はこれだけ自己資金がありますよというのを公にするというか、もちろん守秘義務があるんで公になることはないと思うんですけども、そういったことで、私は残高証明なり、そういうものを出したくないんだよというかな、形で言ってくる場合というのはないんでしょうか。

○事務局(渡辺昌也君) 事務局です。

そちらのご質問につきましては、特に代理人なり申請者のほうから出したくないという意見というか、そういう話は伺ったことはありません。

以上です。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

変な質問で大変恐縮なんですけれども、自己資金を証明するに当たって、一つは、銀行預金というのが当然あるんですけども、たんす預金とかという場合は、どういった処理で証明をするんでしょうか。変な質問ですみません。

あまり例がないようでしたらそれでいいんですけども、なにか別に証明する方法がないのか。

○事務局(渡辺昌也君) 事務局ですが、さっきおっしゃったように例はないですけども、以前、県に確認したときに、一応たんす預金ということであれば、通帳等にいられていただいて、そちらで残金がありますよということを確認させていただくような形になると思います。

○11番(関 弘明君) すみません、変な質問をして……。

○会長(小川達男君) ほかにありますか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図、排水施設計画平面図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

2月17日に、地区担当委員の寺田薫さんと、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さん、譲渡人の さんに現地対応をしていただきました。譲受人の さんは、加須市の賃貸住宅に住んでいますが、子どもも成長し手狭であるため、の 所有の土地を借りて自己用住宅を計画したいとのことでした。

現地は稲の作付後できれいに整備され、測量もしてありました。隣は農地ですが、自己用住宅を建てることに承諾を得ているとのことでした。

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われま

すので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2 2ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

2月17日月曜日に、推進委員の清水さんと増田さん、そして本申請の代理人でありますさんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともに、お話を伺ってまいりました。

今回の申請は、自己用住宅の建築という申請であります。

現地の状況ですが、草は生えておりますけれども、耕うんすれば農地として野菜等作付できるような状況でありますので、現地については特に問題はないと思いました。

議案書にもあるように、現在、譲受人の さんは、 の住宅に住んでおります。老後を静かに暮していくため、今回の申請地に住宅を建築するものです。

申請地の東側には、昨年、今回の申請と同じように自己用住宅の申請があり、現在住宅を建築中であり、隣接地には農地もなく、農地に被害を及ぼすこともないと思います。

現地調査、聞き取り結果については、以上のとおりでございます。農地法第5条の許可要件、立地条件、一般基準とも問題はないと思っておりますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図23ページ及び平面図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の宅地では、家族の駐車スペースが狭いことや来客者の駐車場を確保するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

2月16日日曜日に、推進委員の清水さんと本申請の譲受人であります さんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともにお話を伺ってまいりました。

今回の申請は、駐車場を新設するという申請であります。

現地の状況ですが、畑としてきれいに管理されておりました。譲受人の さんは実家の隣に住宅を建築し、住んでおり、現在は実家の敷地に車を駐車しております。今後、息子さんも車を購入する予定もあり、駐車場の新設を検討していたそうです。

こうした中で、自宅の目の前の今回の申請地の所有者である譲渡人の に住んでいるさんに相談したところ、話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでした。

現地調査や聞き取り結果については、以上のとおりでございます。農地法第5条の許可要件の立地基準、一般基準とも問題はないと思いますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決をいたします。

4番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図24ページ及び平面図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、申請地近くで車の解体や部品の取り出しを行っておりますが、現在の場所では手狭であるため、今回の申請地に車両置場として計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

2月17日月曜日に、推進委員の清水さんと増田さん、そして本申請の代理人でありますさんに立ち会っていただき、現地確認を行うとともにお話を伺ってまいりました。

今回の申請は、車両置場の設置という申請であります。

現地の状況ですけれども、草は生えておりますけれども、耕うんすれば農地として野菜等を作付できるような状況でありますので、現地は特に問題はないと思いました。

今回の申請地は、がし、結果として土地となっております。そうしたことから、がとなっております。

譲受人は古物商と解体業の許可を持ち、申請地から約1キロメートル離れた土地、市内で車の解体や部品の販売等を行っております。現在の置場が手狭になったため、置場の拡張として本申請地を取得したいという申請でございます。

現地確認の後、現在の置場を確認したところ、確かに使用済みの自動車や解体自動車が所狭しと置いてあり、新たな置場の必要性はあると感じました。

また、今回の申請地には農地が隣接しており、当初解体作業も目的に入っていましたので、

油やオイルが畑や水路に流出するおそれがあるのかなという思い、確認したところ、そのときはここでは主に車両の置場として使用し、解体等を行わないというような話もありました。

今回、改めて転用目的が車両置場だけになりましたので、その辺はあまり心配しなくても大丈夫なのかなというふうに感じました。

また、周囲はフェンスで囲って、農地に被害を及ぼさないようにするとのことでした。

現地調査や聞き取り結果については、以上のとおりでございます。

本申請地は相続人のいない土地であり、このままでは耕作放棄地となることは明らかであります。また、譲受人は転用目的を行うための必要な資格を有しており、本申請地を取得する必要性もあることから、農地法第5条の許可要件を満たしており、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

はい、どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

代表者が さんというんですか、日本人じゃないのかな。その場合に、滞在の登録書とか、そういうものの添付というのは出されているのでしょうか。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○11番（関 弘明君） 私の知っている限りでは、農地の取得に関しては、外国人の場合はいろいろ制限があるというふうに、農地としての3条の取得ですか、の場合は、たしかいろいろ資格、日本人じゃなくてはいかんとか、外国人となるといろいろ協議、いろいろ話題になっているような気がするんですけども、この5条に関しては、法のしぼりはなかったのではないかなというふうに考えておったんですけども、ちょっと私もよくその辺のことは分かりません。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

滞在のビザ等の必須添付でございますが、こちら申請書の中の住民票の中に、今回のさんの中長期在留者として住民票で明確に記載されております。また、代理人のほうに確認しまして、まだ10年以上はここに滞在するというのを、それで確認しております。

○1番（高橋雅一君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び配置図、土地利用計画図、求積図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（35年）により土地を借り受け、自己用住宅及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、14番、小川でございますので、私のほうから現地調査の結果及び補足説明をいたします。

この案件につきましては、去る2月19日、推進委員の石川さん及び譲受人の代理人である さんの同席の下、現地調査及び聞き取りを行いました。

現地は、集落内の一部の畑地帯でありまして、現地の畑は作物は作っておらず、適切に保全管理されておりました。

また、同席の さんの話によりますと、 、 は であります。また、譲渡人の さんは相続で所有をした土地の一部であると。この土地は 宅、南側に というのがあ

るんですけれども、そこは宅地になっておりまして家が建っております。その 宅に接して分筆して、今回の申請の土地であります。

そしてもう一点は、この 宅の道路後退用地があります。そういう説明を受けてきました。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いしたいと思っております。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び駐車場計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、自動車運送業を行っておりますが、注文の増加が見込まれ、新たに配置予定の配送車両を駐車させるため計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

この案件につきましても、私、14番、小川でございますので、私のほうから説明させていただきます。

この案件につきましても、去る2月21日、推進委員の石川さん及び譲受人の代理人である さんの同席の下、現地調査及び聞き取りを行ってまいりました。

現地は会社敷地の西側に面しておりまして、一面水田地帯です。現地は耕作されておりました。適切に保全管理はされておるとい状態であります。そして会社は、既存宅地となっておりますが、これが会社になっているんですけれども、会社自体は 線の県道に面しております。そういう状態です。

また、 さんから聞いた内容は、申請及び事務局の説明どおりであった点から、何ら問題ないという判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（15年）により土地を借り受け、車両置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、中古車販売及び自動車の整備修理業を行っておりますが、業績が上がり、車両展示場の拡張や修理及び整備車両を置く場所に支障があるため計画したものであり、一般基準及び立地基準やむを得ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、14番、小川でございますので、私のほうから現地調査の結果及び補足説明をさせていただきます。

この案件についても、去る2月21日に、推進委員の石川さん及び譲受人の代理人であるさんの同席の下、現地調査、聞き取りを行ってまいりました。

現地は、北側が が通っております。そして西側は 宅という、この譲渡人の とは違う です。その宅地になっております。東側及び南側は道路に面してございまして、全然耕作されておられませんけれども、草1本も生えておらない畑でございます。

また、譲受人代理人の さんの話によりますと、この譲受人の会社は案件の土地に接している の北側にあります。北側に が通って、広いちょっと生活道路みたいなものが通っておりますけれども、そこの両脇に何も書いていないところがありますけれども、そこが会社です。

あともう一点は、申請書のとおり、そのとおりの説明が行われておりました。

この土地は本当にくぼ地でありまして、何らほかに、ここに駐車場が起きても何ら問題ないというふうに判断してまいりました。

以上の点から、許可相当というふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

8番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図、排水計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(小坂 実君) 15番、小坂です。

2月15日に、推進委員の泉津井さんと譲渡人の さんの自宅を訪れて、話を伺ってまいりました。

この申請の場所は、昨年12月に申請があった北側に隣接した土地でございます。現在、きれいに刈られております。 さんもだんだんと年を取ってきて高齢になられまして、また、後継者もないということで、そろそろ土地を整理したいということで、不動産屋に頼んでみたところ、今回、譲受人が見つかったということで、今回の申請になったということです。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

9番の鴻莖地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図29ページ及び平面図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅(進入路)とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣接する既存宅地の進入路がないため、申請地を進入路として転用することで接道を満たすための計画をしたものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番(山岸和男君) 4番、山岸です。

この案件につきまして、18日に新井推進委員と荻原推進委員と3人で申請地の確認をいたしました。

申請地は、適切に管理されておりました。この位置図の地図のあれになるんですが、さんは、この人は出身で、この土地は相続で取得した土地だそうです。現地を確認した後、代理人のさん、土地家屋調査士の方に電話でお聞きしまして、進入路がないことから申請地を転用して進入路にしたい、今回の申請となりまして、許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

10番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに 推進委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

( 推進委員、 推進委員 退室)

○会長(小川達男君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和7年(2月分)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地への貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明ありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、退席している 推進委員、 推進委員の入室をお願いします。

( 推進委員、 推進委員 入室)



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入ります前に、本日の進め方について委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○農業振興課長（野中 裕君） 農業振興課長の野中と申します。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第5号「加須農業振興地域整備計画の変更」につきまして、説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、市として特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画でございます。

農用地区域内の農地については、優良農地として確保・保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないことになっています。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出があった事案について、農業振興地域内の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長が農業委員会へ当計画の変更にあたってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますが、議案書の総括表の左から2列目に、農用地区域番号ということで、農用地区域番号別にA、B、Cとアルファベットを記載していますが、説明はアルファベットごとに一括して農業振興課の担当者から説明をさせていただきます。

その後、ご質問、ご意見を伺い、各案件に対して農業委員会として意見を付すかどうかを決めていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、最初に、農用地区域からの除外案件の事案番号1番、2番について、農業振興課の担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課の関田と申します。よろしくお願ひいたします。

初めに、農振除外の担当者を紹介いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 騎西総合支所農政建設課の関根です。よろしくお願ひいたします。

○北川辺総合支所（橋本和彦君） 北川辺総合支所農政建設課の橋本です。よろしくお願ひいたします。

○大和根総合支所（岡田剛行君） 大和根総合支所農政建設課の岡田です。よろしくお願ひいたします。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課、足立です。よろしくお願ひいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 以上です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私から着座にて説明させていただきます。

皆様には事前に資料として4種類、A4横版の加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分）、加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表と、同じくA4横版の10月受付分の位置図、事業計画図、あとはA4縦版の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画を1部ずつお配りしております。

また、本日追加資料として、テーブルの方に置かせていただきましたA4縦版の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）についてということで、1枚紙で裏表のついているA4版のものを1部お配りしております。

資料の見方などを簡単にご説明いたします。

まず、総括表をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、表の左1列目から順に事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは該当する土地の所在地や地目、地積、事業計画面積と続き、その後、除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。そして、表の一番右の列の備考欄に、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

令和6年10月の申出のうち、農用地区域からの除外の案件については、地域別では、加須地域3件、騎西地域1件、北川辺地域2件、大和根地域2件、除外事由別では、分家住宅が3件、敷地拡張が3件、農業用施設が1件、公用公共用施設が1件となっております。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（10月受付分）の位置図及び事業計画図をご覧ください。

表紙を1枚めくっていただきますと、事案番号順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しています。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分の図面が事業計画図になっております。

続いて、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画と地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてをご覧ください。

これは、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づき、加須市が策定する地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号計画の案となり、加須農業振興地域整備計画を補完する計画になります。

土地改良事業の完了後、8年未経過の受益地については、原則除外はできませんが、27号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地については、除外できることとするものです。

除外を許容できる受益地・施設については、A4版両面印刷の1枚紙の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）の策定についてをご確認ください。

今回の議案第5号の総括表の中では、事案番号5番、6番の敷地拡張2件が対象の事案になります。

以上で説明を終わりにします。

それでは、資料の説明をいたしますので、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧ください。

**○農業振興課（足立直弥君）** 最初に、総括表の農用地区域からの除外案件の事案番号1番、2番で、農用地区域番号A、敷地拡張が1件、公用公共用施設が1件になります。

事案番号1番ですが、除外事由は公用公共用施設の携帯無線基地局で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は通信事業者で、地権者と協議の上、申立地での計画となりました。

なお、携帯電話基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業が進められるため、この事案については既に設置済みの案件となります。

議案番号2番ですが、除外事由は敷地拡張（駐車場）で、除外が完了した場合は第2種農地となります。

事業計画者は、一般貨物自動車輸送業を営んでおります。現状では隣接する駐車場にトラ

ックが駐車する場合、公道でバックをする必要があり、危険なため、安全性を確保するために申出することとなりました。

申出地は、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

議案番号1番、2番は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課から説明がありましたが、本件について、ご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ありますか。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

参考のためにちょっと聞きたいんですが、携帯の無線機基地のあれなんですけれども、敷地が、前のものは結構な敷地で鉄塔みたいなものを建てたんですが、最近はいさいのであれで大体最近間に合うような状態になっているかなと思うんですけれども、そうなんですか。コンクリートの柱建てる……

○農業振興課（足立直弥君） 今回の計画ですと、電柱と同じぐらいのものを建てて、その上につけるような形になります。

○4番（山岸和男君） そうだね、最近はい塔みたいなものは建てないかな。それは場所によりけりかな。

○農業振興課（足立直弥君） 場合により鉄塔のような形で建てることもあります。

○4番（山岸和男君） これ、実際にもう建ててあるんだよね。

○農業振興課（足立直弥君） 今回のものについては、既に建ててあります。

○4番（山岸和男君） さっき説明があったみたいに、公共性が高いからということで事前に建てたんだよね。

○農業振興課（足立直弥君） 転用許可が不要な案件でありますので、除外については後で出しておくような形になります。

○4番（山岸和男君） はい、ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号1番、2番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定をします。

次に、事案番号3番について担当課、説明をお願いします。

○農業振興課(足立直弥君) 事案番号3番で、農用地区域番号B、農業用施設が1件となります。

事案番号3番ですが、除外事由が農業用施設で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は認定新規就農者で、申出地の隣地は既に事務所等として活用しており、今回、新たに農業用車両置場、農業用資材置場等を設置し、事業拠点として整備をするために申出がありました。

今回の計画は、周辺の農地を分断することはないため、営農等に支障は出ないと思われま

す。

事案番号3番の説明は以上です。

○会長(小川達男君) ただいま担当課から説明がありましたが、本件について、ご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号3番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定をします。

次に、事案番号4番について、担当課から説明をお願いします。

○騎西総合支所(関根祐葵君) 次に、事案番号4番で、農用地区域番号D、分家住宅が1件になります。

事案番号4ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は、第1種農地になります。

事業計画者は、妻と子の3人でアパートに暮らしてありますが、手狭になってきたため、所有者である妻の叔父の承諾を得て今回の計画となっております。

申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地については、引き続き農地として活用していく予定です。

事案番号4の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件について、ご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号4番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでのよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号5番、6番について、担当課から説明をお願いします。

○北川辺総合支所（橋本和彦君） 事案番号5番、6番で、農業地域区域番号F、敷地拡張が2件になります。

事案番号5番ですが、除外事由はコンビニエンスストアの敷地拡張で、除外が完了した場合は、第2種農地になります。

事業計画者は、小売業を営んでおります。店舗駐車場がすぐに満車となり、慢性的な駐車不足が発生していることから、駐車場の拡張を行うために今回の計画となっております。

申出地は、県営かんがい排水事業の事業完了後、8年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に、農業の振興を図るための施設として掲載する予定です。

申出地は既存の敷地と一体利用ができるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま

す。

次に、事案番号6番ですが、除外事由は資材置場・駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は、第2種農地になります。

事業計画者は、製造業を営んでおります。平成28年に前代表が申出地の隣地に倉庫を建設した際、誤って申出地を資材置場と駐車場としてしまい、令和6年にそれが明らかになったことから、是正のために今回の計画となっております。

今後、農地法を遵守する旨の顛末書が提出済みです。

申出地は、県営かんがい排水事業の事業完了後、8年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に、農業の振興を図るための施設として掲載する予定

です。

事案番号5番、6番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件について、ご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

どうでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号5番、6番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、事案番号7番、8番について、担当課から説明をお願いします。

○大利根総合支所（岡田剛行君） 事案番号7番、8番で、農用地区域番号G、分家住宅が2件になります。

事案番号7番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は両親と妹の4人で、店舗兼用住宅である実家に暮らしておりますが、手狭となっておりました。計画者の結婚が決まり、計画者を含め4人で同居するため、所有者である母の承諾を得て今回の計画となっております。

申出地は、実家から徒歩2分の距離にあり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地については、事案番号8番として妹の住宅を建設する予定です。

事案番号8番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は両親と兄が4人で、店舗兼専用住宅になる実際に暮らしておりますが、手狭であり、かつ婚約者がおり、婚約者と計画者の2人で同居するため、所有者である母の承諾を得て今回の計画となっております。

申請地は、実家から徒歩2分の距離にあり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地については、事案番号7番として兄の住宅を建設する予定です。

事案番号7番、8番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件について、ご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号7番、8番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第5号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。



### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

加須市農業委員会議案書の10ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について19件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

16ページをご参照ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について9件で、内容は資料のとおりです。

17ページからご参照ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について184件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わらせていただきます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻します。



### ◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） 小川会長様、進行ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり  
慎重審議をいただき、ありがとうございました。

会長は進行しながら4件も回って、なお大変だったということで、それでは、これをもち  
まして、令和7年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

閉会 午後 4時22分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年2月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 嶋 村 淨

署名委員 金 子 勇 一